

占領下日本の再軍備反対論と 傷痕軍人問題

—— 左派政党機関紙に見る白衣の傷痕軍人

植野 真澄

はじめに

- 1 占領下日本の平和運動と白衣の傷痕軍人のデモ活動
 - 2 社会党の戦争犠牲者援護認識と傷痕軍人
- おわりに

はじめに

本稿では、1951年9月8日にサンフランシスコで調印された日本国との平和条約（通称「サンフランシスコ講和条約」、以下「講和条約」と略）締結前後の日本社会で、白衣の姿の傷痕軍人がどのような存在としてメディア、とりわけ左派政党機関紙にとりあげられていたのかについて検討する。検討を通じて、当該期の左派政党の戦争犠牲者観、戦争犠牲者援護の認識を明らかにすることを目的とする。

戦後の日本で傷痕軍人といえば、白衣の姿で募金箱を前にギターやアコーディオンを街頭で奏でていた、というイメージが一般的である。だが、彼らを写した新聞や雑誌記事の写真を、時代をさかのぼって丹念に見ていくと、興味深いことに、そのようなもの悲しく哀れなイメージには必ずしもあてはまらない、むしろ「力強い」姿の白衣の傷痕軍人が、ほんの一時期だけ、一部の新聞に見られる。それが本稿で検討する講和条約締結前後の新聞、とりわけそのような写真が多く掲載されることになった左派政党の機関紙である。ここでいう左派政党の機関紙とは、一般商業新聞とは区別され、左派政党あるいは平和運動団体のような左派の政治団体が発行していた新聞の類をさす。また、本稿では主に社会党を中心とした各種政治運動団体の機関紙を分析対象とする。

戦後日本の戦争犠牲者援護施策の現行法である戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、「援護法」と略）の制定は、講和条約締結後の翌月10月の「戦傷病者及び戦没者遺族等の処置に関する打合会の設置に関する件」の閣議決定をもってはじまり、以来、敗戦後停止されていた旧軍人に対する恩給復活で解決すべきという恩給局と、軍人の階級に基づかない、社会保障の見地からの解決をすべきという厚生省の対立を経て、最終的には厚生省案をベースにしつつも、法の第一条の目的に「国家補償の精神に基き」という文言を加えることで、いわば両者の折衷案として生み出されたのが援護法であった、というのが通説的理解である。しかしこの点はどの先行研究においても公的機関の編纂書の叙述をそのまま援用するにとどまっている⁽¹⁾。そのため本稿では、当時の世論の反応や社

会党に代表される左派の政治団体の認識の検討を通じて歴史的な背景をふまえてこの問題の再考を試みる。

講和条約調印後の1951年10月に社会党は、講和条約と日米安保条約（通称名、正式には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」、以下、通称名で略）に対する立場の相違から左右に分裂していたため、分裂当時の社会党の政策的な立場を知ることは難しいが、1952年1月の予算案審議において、1952年度予算に戦争犠牲者に対する援護費が組まれることを受け、援護法案に関する具体的な審議が始まった頃には何らかの対案を練りはじめたことが両党の機関紙で伝えられている。結果的には両案とも採用とはならなかったためか、従来の研究ではこのような援護法制定前後の社会党の立場について言及されることはほとんどなかった。それぞれの対案の具体的中身についての検討は今後の課題としたいが、当時、再軍備反対論を唱える主要な左派政党であり、総評を基盤とした広範な平和運動を国内で展開していた社会党が過去の戦争の犠牲者に対する国家補償問題をどのように解決すべき課題としてとらえていたのかという問題は、当時の平和運動の担い手が、多かれ少なかれ戦争体験を持っていた世代であったことを鑑みると、決して小さな問題ではなかったはずである。そこで本稿では政党の姿勢、とりわけ再軍備反対論を唱え、平和運動の担い手であった社会党が、戦争犠牲者への国家補償問題についてどのように世論に自らの姿勢を訴えることになったのか、という点について検討する。そのため、さしあたり本稿では左派政党の機関紙ではいつ、どのような戦争犠牲者に関する記事が掲載されていたのか、また、その中で白衣の傷痕軍人がどのような形で取り上げられていたのかについて概観し、記事の特徴とその歴史的な意味について考える。

以下では、まず講和条約締結前後の旧軍人問題を概観した上で（1）、左派政党機関紙に白衣の傷痕軍人の記事が見られはじめる1950年から講和条約締結前後（2）、1952年度国家予算案の中での戦争犠牲者援護費をめぐる議論が沸騰する1951年末から援護法が成立する1952年4月まで（3）の二つに大きく時期区分して考察する。

1 占領下日本の平和運動と白衣の傷痕軍人のデモ活動

1) 講和条約締結前後の旧軍人～再軍備と白衣募金者

1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争は、日本の再軍備問題の具体化をもたらした。同年8月に創設された警察予備隊の上級幹部に旧軍人を採用することは占領軍の中でも反対があり見送られたが、軍事組織化の進展に伴って部隊指揮経験者の採用が求められるようになった。11月には職業軍人であった陸海軍軍人3250人が公職追放解除となったが、翌年1951年8月の大規模な旧軍人の公職追放解除の時期²⁾が最も旧軍人と再軍備の関係を人々に感じさせることになった。この時期、読売新聞は「軍人の追放解除どう思うか」と題した紙上討論を行い、「全国的な関心を呼び応募原稿の数は三百数十通の多きに達した」が、最も多かったのは「全面解除論」の189通としながらも「これは多くは旧軍人の投稿のようであった」と解説、その上で「断固解除するなとする反対論が五十通をし

(1) 田中伸尚・田中宏・波田永美『遺族と戦後』岩波書店、1995年、89～93頁。同書では厚生省援護局『引揚げと援護—三十年の歩み』（1978年）によっている。

め彼ら旧軍人に対する厳しい世論が必ずしも緩和されていないことを物語っていた」⁽³⁾と分析している。「追放解除絶対反対！」（東京・無職・村松朝夫34歳）、「もし将来再軍備がなされるものとしても旧軍人のかれを活用すべきでない（略）腹かさばいて死んでもらいたかった」（富山・無職・山本まさる33歳）と反対意見が多く紹介され、「編集手帖」でも「本紙の紙上討論は旧軍人に対する国民感情の厳しさをはっきりみせている」⁽⁴⁾とある。

しかし、そうした旧軍人に対する反発がある一方で、傷痍軍人は別の意味で反発をあげていた。それは白衣募金者という戦後の傷痍軍人の存在である。敗戦後、占領軍の非軍事化政策の下では、軍人の優遇策とみなされた軍人恩給は停止され、全て無差別平等の社会保障の原則に即した生活保護法（1946年9月制定）がほぼ唯一の援護施策となった。そのため傷病による身体のハンディのために健常者よりも就労の場で不利な立場に置かれた傷痍軍人たちは、傷病が治癒しても病院を出て生計をたてることの不安から、しばしば入院していた国立病院や療養所を生活の場とする者もいた。しかしそうした「退院不能者」は1947年夏以降の国立病院や国立療養所の経営の合理化策のために退院を余儀なくされ、生計を立てることの困難な傷痍軍人たちは病院着であった白衣の着物姿で街頭へ募金活動に繰り出す者が増えることになった。そうした白衣募金者たちを当初は温かく迎えるむきもあったが、彼らからの募金の要求も数を重ねると、また時には演説口調で募金を要求する横暴な募金者が生まれると、彼らに対する反発も生まれるようになり、次第に白衣募金者の解決が社会問題としてとりあげられるようになった⁽⁵⁾。こうした問題を受けて政府は傷痍軍人の援護施策を練り始め、1948年12月には未復員給与法（1947年12月制定）の療養給付制度の新設、1949年12月には身体障害者福祉法を制定した。だが、そのような取り組みも、身体障害者の就労保障については何ら対策がとられなかったために、白衣募金者問題の根本的な解決にはならず、都市部では募金禁止条例が出されるまでに至ったが、依然として有効な解決策とはならなかった。その結果、世論は戦争犠牲者を放置する政府への批判とあいまって、更生をしない白衣募金者に対していっそう反感を持つことになり⁽⁶⁾、新聞の紙上討論における白衣募金者問題についての世論の反応は「果然大きな反響をよび投稿数七百廿九通の多きに達した、その約八十%までが白衣募金の存在を一日も早く一掃したいと願望していたが、そのうち政府の施策を強化し、隣人愛をもって自力更生に導くとするものが圧倒的に多く四百九通、募金は否定するものの、国家の救済策が弱い現状ではやむをえないとするもの二百四十六通であった」⁽⁷⁾と反響の大きさを記している。

1950年12月20日、西ドイツでは戦争犠牲者の援護に関する法律が、それまでの西ドイツの各州で実施されていた援護法を統一する形で制定され、日本でも早速紹介されている。この西ドイツの報は日本国内に戦争犠牲者の援護施策確立に向けての気運を生み出すことになり、新聞の論説にも

(2) 前田哲男『自衛隊の歴史』筑摩書房、1994年、62頁。

(3) 『読売新聞』1951年8月1日。

(4) 『読売新聞』1951年8月6日。

(5) 国立病院の「退院不能者」の白衣募金者問題は厚生省医務局『国立病院十年の歩み』（1955年、214頁）を参照。病院から白衣募金に繰り出す傷痍軍人の様子は田中澄江「相模原の傷痍軍人達」（『中央公論』1952年10月）に詳しい。戦後日本の傷痍軍人の動向と世間の反応については拙稿「戦後日本の傷痍軍人」（川村邦光編『戦死者をめぐる宗教・文化の研究』科学研究費補助金研究成果報告書、2003年3月）で概観を試みた。

この西ドイツの例をひいて戦争犠牲者援護の必要性を論じるものが見られはじめる⁽⁸⁾。1951年7月末には援護法立案の動きが報道され、「去る四月の地方選挙にも各候補者によってほとんど共通のスローガンとして」あげられるほど戦争犠牲者の援護問題は国民的関心を呼び、次第に議論は援護の方針に焦点がうつることになった⁽⁹⁾。

このように、講和条約締結前後の日本国内における旧軍人は、一方で旧軍人の公職追放解除と日本の再軍備化が伝えられる中で「軍人が再び世に出たら軍人—軍閥—軍国主義と自ずから将来への組織的な経路をたどる」⁽¹⁰⁾として軍国主義時代の遺物としてみられていたが、他方では国の援護を要する白衣募金者としての傷痍軍人が社会問題となっていた。

2) 再軍備反対を唱える傷痍軍人の登場

1949年頃から盛り上がっていた日本の平和運動は朝鮮戦争以降高揚期を迎え、共産党を含む運動団体は1951年1月に全面講和愛国運動協議会を結成、社会党も再軍備反対を含む平和四原則を同時期の党大会で決議、3月には総評も平和四原則を採択し、4月から7月にかけて労働組合を中心に全面講和運動を展開、7月28日には日本平和推進国民会議が総評主導で結成をみる⁽¹¹⁾。前節でみたように、この1951年夏前後という時期は戦争犠牲者援護に関する議論が高まっていた時期であり、また同時に旧軍人の大規模な公職追放解除と再軍備の動きが伝えられていた時期でもあった。そして、これらの議論全てに関係する存在として左派メディアから着目されたのが白衣の傷痍軍人であった。

早くは、日本共産党の機関紙『アカハタ』に「救済策をたてよ」街頭募金禁止に白衣の抗議⁽¹²⁾という記事、そして「松葉杖の一団も」と題され「はちきれるように元気にうたう民青团の若人にまじって白衣と松葉杖の一団八名がほほえみながら調子をあわせている相模原国立病院からはるばる今日のメーデーに参加した傷兵たちだ、片手、片足の不自由な姿をうごかしながらそれでも力一杯の声を出して歌っている」⁽¹³⁾と、たった8名の傷痍軍人に紙面を割いている。日本社会党の最初の機関紙である『社会新聞』でも「傷痍者必死の訴え—けんもほろろの厚生省」という傷痍軍人の白衣募金公認運動を報じている⁽¹⁴⁾。

だが、白衣の傷痍軍人の活動が平和運動とかかわるものとして明確に論じられるようになるの

(6) 「消える白衣」『朝日新聞』1950年8月13日、「(社説) 気の毒な人々のために」『毎日新聞』1950年9月18日、「白衣募金期限ぎり」『朝日新聞』1950年10月6日、「(社説) “戦争犠牲者” 対策の貧困」『東京新聞』1951年3月19日。

(7) 「傷痍軍人の募金をどう思うか」『読売新聞』1951年2月20日。

(8) 「(社説) 戦争犠牲者の救済」『毎日新聞』1951年3月28日、「(社説) 戦争犠牲者の扶助を急げ」『東京新聞』1951年3月31日。

(9) 「(社説) 戦争犠牲者のために」『毎日新聞』1951年7月21日。他に、「(社説) 戦争犠牲者の救済」『夕刊中外』1951年7月25日、「戦争犠牲者援護に筋金」『日本経済新聞』1951年7月29日、「遺家族傷痍者に援護の支え」『東京新聞』1951年7月31日、「(社説) 遺家族への新しい援護」『東京新聞』1951年8月6日。

(10) 前掲『読売新聞』1951年8月1日。

(11) 朝鮮戦争勃発後の日本の平和運動については、吉田健二「講和運動の軌跡—全愛協、平和推進国民会議を中心に」(『文化評論』1982年6月)、森下徹「戦後日本国民の平和意識の展開—九五〇年代を中心に」(『歴史評論』553, 1996年5月)を参照。

は、1951年6月26日の戦争反対を積極的に叫ぶ白衣の傷痍軍人傷痍者のデモ活動以降である。それまでは「街頭に立つのは無言の抗議」と消極的な形での傷痍軍人の反戦平和の声がひろわれている¹²。しかしこのデモ活動は「完全な国家補償を行え」「前項を実施するまでの間街頭募金を許可せよ」「経済的援助を与えよ」の三項目を掲げた白衣の傷痍軍人150名が銀座から数寄屋橋にかけて行進し、「不自由な義足を鳴らしながら無言でデモを組む傷痍者の姿には報われざる人々の怒りと戦争を憎む感情が痛烈なほどに表現されて道行く人々に深い反省と冷い為政者の態度を糾弾する気持ちをかきたてずにはおかなかった」と写真付きの記事になっている¹³。「解除」されぬ人たち」と題されているのは、公職追放解除になった職業軍人との対比であろう。また同じ事件は、全面講和愛国運動協議会の機関紙『講和新聞』にも「白衣で抗議の行進―「同胞を同じ道に追い込むな」のプラカードかかげ一街の声「気の毒だ、政府は何をしてる!」」と題され、これも写真付きで掲載されている。「再軍備反対」の大きなプラカードを先頭に両眼失明者をかばいあい、不自由な足をひきずって行進した」突然、東京のまんなかにあられたこのデモに、警察は直ちに私服や警官を約百名をくりだして解散させようとしたが「どこへでもつれてゆけ、ゆっくり静養させてもらおう」とさげふ人々に手を出すわけにゆかず、デモは再軍備反対をさげびながらつづけられた¹⁴と再軍備反対を掲げる白衣の傷痍軍人に注目している。またそれを見送る街の人々の反応は「暗い表情で「気の毒だ、再軍備反対は賛成だ、しっかりやってください」「政府はなにをやっているんだろう」などといった」とある。この傷痍軍人団体は1951年8月には講和新聞の発行団体である全面講和愛国運動協議会に加盟していたようで、この6月のデモの際の檄文も団体誌に寄稿している¹⁵。そしてこの表紙にはその白衣の傷痍軍人の行進の写真が掲げられている。このように、「全面講和」「再軍備反対」を唱える象徴的な存在として白衣の傷痍軍人が平和運動の側から位置づけられていた。

同じ事件は『朝日新聞』でも伝えられているが、その扱いは極めて小さく「“募金は公認出来ぬ”白衣の要求に厚生省」と題され、彼らの主張が募金活動公認要求に限定されて伝えられていることがわかる。左派メディアで白衣の傷痍軍人の伝えられ方が前年と異なるのはこの点であり、白衣の傷痍軍人が募金公認要求に加えて再軍備反対を唱えた時にはじめて左派メディアは彼らに注目するようになったといえる。旧軍人の公職追放解除が進められる最中、まさに同じ旧軍人の中から再軍備反対の声が聞かれたことは、平和運動の側からしてみれば格好の戦争反対、再軍備反対を唱える人々であった。そして、傷痍軍人たちの白衣募金公認運動にこめられた傷痍軍人という戦傷病者が抱える日々の生活と就労の不安の問題、その固有の苦しみについてまでは必ずしも十分に考慮されたようには思われませんが、ひとまず彼らは再軍備反対の象徴として重視され、脚光をあびるこ

12) 『アカハタ』977, 1950年3月17日。なお、この「街頭募金禁止」とは4月から施行される身体障害者福祉法のことをさしている。他に「花はわらえど」（白衣募金者の写真つき）『アカハタ』1950年4月7日。

13) 『アカハタ』1023, 1950年5月2日、その写真記事は、同1024, 1950年5月3日。

14) 『社会新聞』262, 1951年1月1日。

15) 「街頭に立つのは無言の抗議―失明軍人の座談会―身寄りのない私達―再軍備の金あれば救って欲しい」『講和新聞』28, 1951年5月15日。

16) 「“解除”されぬ人たち―首相官邸にデモる傷痍者」『社会新聞』295, 1951年7月5日。

17) 『講和新聞』35, 1951年7月3日。

とになったのであった。「かつてファシズムの犠牲となって、帰らぬ戦場への出発をした若い兵士たちのことを忘れようとしている。繁華街の路傍や地下道に、あるいは国電の車内に、白衣のギセイ者たちは、彼等の更生のための資金募集を必死に叫ぶ」「兵士たちの悲憤をしり目に、再軍備は着々と進められ、又しても私たちの子らを戦場に追い込もうとたくらんでいるのだ。諸君らよ、しばしの間、ぎこちなくかなでる彼等の手風琴や、哀しげな歌声に耳かたむけよう。そして、戦争の惨害を直接身心に受けた彼等にかわって、平和のために、再軍備反対のために戦おうではないか」というとらえ方はその一つの典型である¹⁹⁾。さらには「再軍備反対」の文句を掲げた募金箱を前にした白衣の傷痍軍人を「平和運動の角度から募金を展開」と評価する記事も見られる²⁰⁾。このように、一般商業新聞記事では必ずしも好意的には取り上げられない白衣募金者としての傷痍軍人が、左派メディアでは再軍備反対を唱える戦争犠牲者の代表的な存在として着目されることになったのであった。

3) 傷兵ハンストの衝撃

この6月の白衣の傷痍軍人の行進はあくまでも左派メディアに注目されるにとどまったが、より広範で大きなインパクトを与えたのは、同じ年の1951年10月13日から一週間にわたって続けられた白衣の傷痍軍人の断食ストライキである。この事件は『朝日新聞』では大きな扱いはないものの写真つきで報じられ、同じ系列のグラフ誌『アサヒカメラ』ではこの白衣の傷痍軍人の姿をとらえた写真がこの年の唯一の特選として選ばれている²¹⁾。その写真は、警官とこぜりあいとなった傷痍軍人の必死の表情を間近にとらえている。

この事件は『朝日新聞』では先の街頭行進をした白衣の傷痍軍人と同じと思われる「傷痍者団体中央連合会」代表80名が「傷病軍人恩給の階級別の撤廃、国立病院や療養所の強制退院絶対反対など十一項目」の要求を掲げて陳情したものの「誠意ある回答は得られない」として、その内の6名が数寄屋橋で断食ストに入った、と報じ、同日の『毎日新聞』ではその要求を「全戦争犠牲者（元傷痍軍人、軍属、未復員者家族、遺家族、学徒隊員、隊員負傷者）の保護対策傷痍恩給の増額要求」、『読売新聞』では「国家の責任で職を与えよ」などの要求をかけた国会、厚生省を陳情して回った

(18) 平和擁護日本委員会・全面講和愛国運動協議会編『平和運動』2、1951年8月、37～39頁。また、前掲、吉田健二論文も参照。この「傷痍者団体中央連合会」の詳細については未だ不明な点が多いが、管見の限り、初めてメディアに登場するのは、前述した1950年に東京都が白衣募金の禁止条例を設けることに対して抗議を行い、白衣募金行為の公認を求めた傷痍軍人団体として（「白衣募金期限ぎれ一陳情にも都は強硬」『朝日新聞』1950年10月6日）、また、前掲註（7）の紙上討論では「組織化を認めよ」という当団体の委員長のコメントがあり、その後も軍人恩給が復活する1953年までの間、折にふれてデモ活動を行なっていることが新聞報道等で断片的に確認できる。軍人恩給の復活前に開催された国会の公聴会では1952年秋結成の日本傷痍軍人会と並ぶ傷痍軍人団体として発言もしている。前掲の拙稿「戦後日本の傷痍軍人」及び拙稿「白衣募金者一掃運動に見る傷痍軍人の戦後」（『日本学報』22、大阪大学大学院文学研究科日本学研究室、2003年3月）を参照。

(19) 「白衣の犠牲者たち」『総評』54、1951年8月17日。

(20) 「戦争反対に起つ—傷痍者、政府へ身をもって抗議」『講和新聞』34、1951年6月26日。

(21) 「傷病者、断食に入る—六名が恩給問題などで」『朝日新聞』1951年10月14日、森松秀雄「特選 白衣と黒衣」『アサヒカメラ臨時増刊 朝日新聞報道写真傑作集』朝日新聞社、1952年、1頁。

傷痍者中央連合会（闘争委員長石附正弘^(三)氏）約百名」と報じている²²。その後、断食に入った6名の「衰弱がひどく」「また遺族、戦傷病者の援護措置として政府が二百億円程度を通常国会に提出することになったので、目的、普及に相当の効果をあげたとして」21日正午に断食を中止した²³。実際、この政府の方針も報道され²⁴、ここで前述の「戦傷病者及び戦没者遺族等の処置に関する打合会の設置に関する件」の閣議決定がなされたのであった。当時の橋本厚生大臣は「恩給の階級別撤廃」「傷痍軍人強制雇用法」の立法化を検討する旨のコメントも出している²⁵。

この時期に戦争犠牲者援護に関する重大な決定がなされたことには、講和条約調印後という戦後日本の転換期を迎えていたことが大きくかかわっている。講和会議前の1951年8月の段階では、戦争犠牲者援護の施策の必要性が広く説かれていたものの「『講和会議を直前にひかえ対外的に重大な刺激を与える』との有力な反対意見」が表明され、「池田蔵相ならびに橋本厚相」ならびに「自由党方面とも話しあった結果、遂にこれを取り止めることに決定」という一連の経過がかつて存在した。しかし、講和会議を終え吉田首相ら全権一行が9月14日に帰国したその一週間後には、戦争犠牲者援護を次年度から実施する方針を決定し総司令部との折衝を開始した、と伝える新聞記事が早速見られ、日本の独立を見こしてようやく戦争犠牲者援護への具体的な取り組みが始まったといえる²⁶。

左派メディアでのこの事件の扱いは、例えば『婦人民主新聞』では「にらみあう白と黒」と題された写真が添えられ、「この一時間後に警官隊はもうぜんとう白衣の隊におそいかかりました。黒白はあまりも明らか。激闘5時間余。民衆の軍配は高々と白にあがったのであります」とある²⁷。「予備隊を含めた警官隊七百名に囲まれ『無届集会だ解散せよ』（公安条例）と不自由な体になぐるけるの乱暴をされながら彼らは叫びました。『みなさんの肉親を再びこんな姿にさせないために！』これを目撃した一万人の通行人が警官の暴行をはげしくなじりはばんだので、さしもの警官隊もついに断食を妨害することをあきらめて引き揚げたのです」という「劇的なシーン」としてとらえられたのであった。同様に、デモの写真に「二度と俺たちのような傷病兵をつくるな」街ゆく人に「戦争反対、生活を保証せよ」と悲痛な訴え」というキャプションがつけられた記事も見られる²⁸。

22) 前掲『朝日新聞』1951年10月14日、「傷痍者六名が断食—恩給増額呼び数寄屋橋で」『毎日新聞』1951年10月14日、「傷痍者が断食—数寄屋橋公園 無届デモで検挙騒ぎ」『読売新聞』1951年10月14日。当時開催されていた衆議院法務委員会ではこの事件で出勤したMPと保安隊について伝聞の形での報告がなされ（『第12回国会衆議院法務委員会議録』第4号、1951年10月18日）、参議院厚生委員会ではこのハンストの現場を視察、対応を厚生大臣に質してこの件について審議している（『第12回国会参議院厚生委員会会議録』第2号、1951年10月16日、同第3号、10月17日）。

23) 「傷痍代表断食を中止」『毎日新聞』1951年10月22日。「白衣に民衆が加勢」『婦人民主新聞』256、1951年10月28日、も参照。

24) 「遺族・戦傷病者の援護復活」『毎日新聞』1951年10月21日。

25) 「傷痍軍人強制雇用法」『東京新聞』1951年10月18日、他「割当雇用も考慮—戦傷者・遺族対策進む」『朝日新聞』（大阪版）1951年10月20日。

26) 「補正予算に計上せず—戦争犠牲者の援護」『毎日新聞』1951年8月12日、「戦争犠牲者を救済—総司令部と折衝—明年度予算に百九十億」『毎日新聞』1951年9月22日。

27) 前掲『婦人民主新聞』256、1951年10月28日。

しかし他の立場からはどうであったか。「要所々々には、白衣の傷痍者が、絶食闘争資金のハコをすえ、声をからして訴えているが足をとめて聞く人とはなく、なんとも目に痛い光景であった」⁽²⁸⁾や、当時の身体障害者福祉の担当課である厚生省社会局更生課の厚生事務官であった佐野利三郎は「然し一般大衆は、従来白衣の募金という形で常に街頭や、列車内で又祭典縁日の度毎にいやという程寄捨の強要を受け続け、その度毎に心の底の古瘡に触られるような不快な感を抱いて来ているだけに、一応の同情を寄せながらも何か割り切れない物を残して万福の支持は得なかったようであり、又新聞ラジオ等報道機関も、そうした非合法的な実力行使は、言わば暴力行為ともいべきものであって、民主主義とは相容れないものであるとして、彼等には与しなかったようである」と述べている⁽³⁰⁾。また、当時、日本の「自衛中立論」を唱え再軍備の論を唱えていた元陸軍参謀の辻政信は、自らの著書にこの事件の写真を載せ、「戦争未亡人を夜の巷に放置し、白衣の乞食を街頭に曝して何の再軍備ぞや。外に整えんとせばまず内を整えるべきであり、吉田首相は終戦六年間を国家として政府として、敢えて試みなかった罪を虚心に国民に詫びた後、民族自衛の大計を確立すべきではないか」と整えるべき「内」の問題として白衣募金者を例にあげている⁽³¹⁾。

このように、白衣の傷痍軍人の断食ストという事件は当時の日本社会に衝撃をもって受けとめられたとはいえるが、必ずしもその受けとめられ方は好意的なものばかりではなく、佐野が述べているように、実際には日々の白衣募金者との遭遇経験から、彼らに対する何らかの「割り切れなさ」を残しながらも「非合法的な」手段に訴える白衣の傷痍軍人への不快感を一般的にはもたらしたようである。「講和ニュース写真の出ている百貨店のショウ・ウインドウの前で、白衣の傷痍軍人が声をからして喜捨を乞うている風景を見て何ともいいようのない肌寒さを感じた（略）街頭はまだいい。郊外電車や国電の中で、目の前に募金箱をつきつけられるのは、気の毒というより反感が先にたつ。白衣の人々に対する反感ばかりではない。終戦後六年にもなるというのに、こういうみじめな立場に放りっぱなしにしている当局に対する反感である」⁽³²⁾。

同じ事件でも立場が違えばその見方や解釈が全く異なることはいうまでもない。しかし、はからずも辻の言葉に見られるように、この白衣募金者という存在はこれ以降、「日本国内」の解決すべき問題、つまり「内」の問題として了解され、それぞれの立場は全く異なっていたとしても、白衣募金者が再軍備や全面講和といった対外的な外交、政治問題を批判する素材として、しばしば言及されることになる。

(28) 「再軍備の布石一予備隊増強と傷兵ハンスト」日本近代史研究会編『画報日本史4 1951年7-12月』日本図書センター、2000年、758～759頁。

(29) 「硯滴」『毎日新聞』1951年10月22日。

(30) 佐野利三郎「傷痍軍人処遇の改善は」『社会事業』35-1、1952年1月、25頁。

(31) 辻政信『自衛中立』1952年4月、亞東書房、185頁。

(32) 大阪市・船本洋一・会社員「講和と白衣の人々」『毎日新聞』1951年9月8日。他に、「痛々しい白衣募金」『読売新聞』1951年10月19日、「ニセ戦傷軍人が募金」『朝日新聞』1951年11月17日、「ニセ物もいる白衣の募金者一募金して高利貸一軍属ゆえ、徽章も借物」『読売新聞』1951年11月29日、「(社説) 白衣の傷痍軍人に職を与えよ」『読売新聞』1951年12月27日、等。

2 社会党の戦争犠牲者援護認識と傷痍軍人

1) 橋本厚生大臣辞任事件と戦争犠牲者団体の動き

このデモ事件後、再び一般商業新聞紙上でまとまった戦争犠牲者援護の議論が見られるのは1951年末から翌年2月初旬までの時期である。厚生省案と大蔵省案という二つの援護策が対立していることが報じられ、このことがこの議論を再び巻き起こすことになった。そして1952年1月には、1952年度予算案審議で戦争犠牲者に対する援護費の額をめぐる池田勇人蔵相と対立した橋本龍伍厚生大臣が、その額の少なさを不満として辞任するまでに至る。

以前から橋本厚相は戦傷病者に対する年金制度と強制雇用制度の二本立てを軸に戦争犠牲者援護を考えていたが、財政上の都合から重症者重視の傷病年金方式にして軽症者は切り捨てる方向で考えていた池田蔵相と閣議で対立、『日本経済新聞』では橋本大臣の辞任決意を伝えながら、この事件を「傷痍軍人および遺家族援護費問題は「御灯明料程度」の池田蔵相案と「最低の国家保障制度」を主張する橋本厚相案が鋭く対立、十六日の閣議で池田案を骨子とした調停案を橋本厚相が反対意見を表示したまま内定」と報じている。「戦死者の中の大部分は本人の意思に反して、戦争に加わっている、このような人に対しては国家で生活の実額を保障するのが当然である、したがってお灯明料程度というのでは金額の如何にかかわらず根本的に間違っている」というのが橋本の意見であった³³。結局、辞表を提出するにいたったが、「援護費をお灯明料程度で済まして祖国防衛が全うできるかという主旨の声明を（橋本厚相は－引用者註）発表したか、自由党内には同氏の党除名を主張する向きもある」³⁴など、他の一般商業新聞でも党内の政権争いとして冷ややかに伝えるものがほとんどであった。

しかしこの事件は、戦争犠牲者に対する援護が政府内ではどの範囲で考えられているのかを社会一般に明らかにするものであった。遺族会では20日から連日の陳情、座り込みを実施し、「お灯明代予算では救われぬ」³⁵など、この「お灯明料」という言葉は政府の戦争犠牲者に対する施策の不满を表す象徴的な言葉となった。また、座り込みを続ける遺族会の様子が写真付きで連日大きく報道される中、遺族会の大きな記事の隣に要求項目から傷痍軍人団体と見られる「全国身体障害者団体連合会」が全国大会を開き、「さきに閣議決定を見た傷痍者年金を不満として」、「年金基準」の引き上げ、扶養加給の支給、七項症以下に一時金、身体障害者割当雇用法の制定を求める等の主張が協議され、「場合によっては廿二日以降断食その他の行動に訴えて増額要求を行なう模様」が小さく報じられている³⁶。この「その他の行動」はこの新聞には続報は載せられていないが、左派メ

33) 「橋本厚相辞任を決意―遺家族援護費 お灯明料決定に不満」『夕刊日本経済』1952年1月17日、他に「根本観念の違い―橋本氏声明」『読売新聞』1952年1月19日、「大臣を辞めるの記―橋本龍伍」『山陽新聞』1952年1月19日。

34) 「吉武氏厚相兼任」『日本経済新聞』1952年1月19日、他に、「記者席一厚相、蔵相の軍門に降る」『朝日新聞』1952年1月17日、「橋本辞任説に首相カンカン」『毎日新聞』1952年1月18日、「(社説)なぜ厚相はやめたか」『毎日新聞』1952年1月19日、等。

35) 「遺族代表座込み―大磯で 首相、面会を拒絶」『朝日新聞』1952年1月21日。他、「たたる遺族お灯明料問題」『毎日新聞』1952年2月5日、等。

ディアは「再軍備が食った援護費」の問題として遺族よりもむしろ傷痍者団体をとりあげ、箱根国立療養所の傷痍軍人たちが「手押車で傷痍者が陳情」した様子を写真付きで伝えている³⁷⁾。

2) 社会党の戦争犠牲者援護認識

この橋本厚生大臣の辞任騒ぎは単なる政界争いとして当時の一般商業新聞では理解された。しかし野党側にとっては、この事件をどのように理解し、そして池田蔵相案でも橋本厚相案でもない形の戦争犠牲者に対する国家の補償をどのように構想できるのか、つまり再軍備反対を唱える立場からは政府の両案とはどのように違った戦争犠牲者に対する国家施策を構想できるのか、ということをも党として明確にすることを余儀なくされた事件であったといえる。以下では講和条約締結前後からの社会党の戦争犠牲者認識、及びそれに対する援護施策についての考え方を順を追って確認していくことにしたい。

1951年10月24日に左右の二派に分裂した社会党であったが、その直前の党の機関紙では、政府の戦争犠牲者援護制度の立法化に向けての動きについて「しかし問題は、どれだけの援護費を国家が補償するかということ」であり、「戦争犠牲者の完全な救済も、社会保障制度の確立によってのみ実現可能なのである」と主張している³⁸⁾。

分裂当初の左派社会党の『党活動資料』の創刊号に掲げられている「講和後新経済政策の大要」³⁹⁾は「我々は何よりも平和と生活の安定を求めるといふ文言ではじめられている。そこでは戦争犠牲者援護の問題は「遺家族と失業者の痛切な社会保障の要求等を全面的に支持」と、あくまでも社会保障施策一般の中に戦争犠牲者援護問題が想定され、そのためには「賠償支払についても慎重な態度をとるべき」であり、「我々はまづアジア各国に対して民主化、非軍事化の実証を示し、さらに最小限支払いの誠意を示すことが第一である」とされ、「平和と生活の安定」が目的の第一にすえられている。一方、同時期の右派社会党は社会保障費の増額要望とは別個に「戦没者遺家族及び戦傷病者等への援護調査費一億増額すべき」と予算委員会で政府の予算案に反対、組替え要求を出しており⁴⁰⁾、戦争犠牲者対策を別個に考えていたようである。

では橋本厚相辞任事件について、両党が見せた姿勢はどのようなものであったか。

まず、左派社会党はこの事件を橋本が辞任に際して述べた「援護費をお灯明料程度で済まして祖国防衛が全う出来るか」という言葉をひきあいに出した上で、「遺家族の救済」とは「国民世論を傭兵再軍備賛成の方向へ導くための伏線であり、旧軍人の大巾追放解除と軌を等しくするもの」と理解していた。そのため党としては「再軍備費の削減によってより徹底した社会保障費の要求をなすとともに、かかる政府の悪質な軍国主義的意図を国民に警告せんとするもの」という立場をとっ

36) 「強力に年金増額を要求—身体障害者大会」『毎日新聞』1952年1月21日。

37) 「手押車で傷痍者が陳情—戦争の惨い！この身体—下半身ままにならぬ私ら」『講和新聞』64, 1952年2月7日。
他に、「お灯明料とは酷い—傷痍者団体中央連合会談」『講和新聞』62, 1952年1月24日、「バターか大砲か」『総評』76, 1952年1月25日、等。

38) 「やさしい経済学—戦争犠牲者援護」『社会新聞』315, 1951年10月20日。

39) 「平和と生活安定への途(上)」『党活動資料』1, 1951年11月1日。

40) 「遺家族等へ一億—予算委員 戸叶里子氏」『社会週報』350, 1951年11月15日。

ていた⁽⁴¹⁾。しかし、援護法の審議も最終段階に入る頃には、左派としても「これまで主張せる社会保障制度確立の一環として独自の「遺族・傷病者等国家保障法案」の立案」があることが明らかにされる⁽⁴²⁾。一方、右派社会党は辞任前の橋本厚相の援護施策への取り組みに対しては「大いに注目に値する」としながらも、「援護の手段方法」と「援護が再軍備達成のための伏線であってはならない」という二点については「慎重に考えなければならない」という立場で違いを見せていた⁽⁴³⁾。しかし先の記事から約3週間後、すなわち辞任事件後に至っては「本来資本の蓄積をあらゆる経済政策の最終目標とし、一方独善的に再軍備政策を推進しつつある吉田内閣としては社会保障関係の仕事は、ごまかせるだけごまかしてやろうというのが本心である。大蔵省案と厚生省案の板ばさみとなって大臣を棒にふった橋本厚相の如きは、吉田内閣にとっては花道で六法を踏み損ねた大根役者にすぎない」⁽⁴⁴⁾。その上で、「個人の生活保障がなければ国家の安全保障はなし」というモットーの下に如何なる危機に処しても大衆の利益を先議し、あらゆる政策の基本として社会保障を考慮するわが党」としては、政府案を批判しつつも「党本部政審委においても慎重にこの問題に関する国家保障の要綱につき検討が重ねられており、近く成案が発表されるはこびである」と党の立場を説明している。そして「国家保障要綱」が付され、第一項では「戦歿者遺族および戦傷病者に対し国家の責任において生活の保障に遺憾なきを期する」としてその理念を示している。

援護法案の審議過程における両党の対案作成の経過、その中身の具体的な検討についてはまた稿を改めて論じることにしたいが、本稿でまず問題としたいのは両者の戦争犠牲者に対する国家補償理念の違いである。それが明確にあらわれるのは、この右派社会党の「国家保障要綱」を起草した岡良一が述べる遺家族援護に対する考え方にみられる。

まず、「政府の所謂援護は橋本前厚相も「政府の政策の基本的観念がお灯明料ですまそうとするにある」と見得を切って大臣をかなぐりすてた経緯にかんがみても問題にならない」とした上で、「そこで論議の的は国家保障か、社会保障か、と言う点に移って来るのである」が「しかしこれは果して遺族に対する処遇の基本的観念として、それほど異質的な対立的なものであろうか」と岡は見ている⁽⁴⁵⁾。そして両党の姿勢の違いが最も明確になるのは「戦争のごとき、国家の性格を転換した非常事態において、国の強制にもとづく犠牲に対しては当然国の責任を明らかにすべきであり、したがって国家保障の観念に立脚すべきである。しかしながら実施すべき補償の内容は如何にあるべきか、これは犠牲を強いられたそれぞれの遺族の実態にしたがって酬いられねばならぬわけである。国家補償の立場において社会保障の内容を実施し、補償と保障を統一した総合的処遇が必要なのである」。この点において、社会保障一般原則のもとでの戦争犠牲者援護を唱える左派社会党に比して、岡の述べる「国家保障」の理念の独自性が浮かびあがってくる。またそれと同時に、極めて橋本厚相案にも近くなってしまふ、という微妙な立場もここではじめて明らかになるのである。

両党はともに「平和」を掲げる立場という意味においては一致するが、その実現の手段の面にお

(41) 「二十七年軍事予算に対する日本社会党の態度並びに組替の修正案」『党活動資料』13, 1952年3月10日。

(42) 「第十三回国会の闘争（上）」同16, 1952年4月10日。

(43) 「青旗」『日本社会新聞』358, 1952年1月17日。

(44) 「重大化する遺家族援護」『日本社会新聞』361, 1952年2月7日。

(45) 岡良一「遺家族援護の問題点」『日本社会新聞』369, 1952年4月5日。

いて非武装中立に傾斜していった左派と現実的な右派という違いが通説的な理解として存在する。両者はともに再軍備については反対であり、ともに社会保障の充実を唱えながらも、その優先順位、手段の面で違いを見せることになる。先に見た右派社会党の「個人の生活保障がなければ国家の安全保障はなし」という方針は、「再軍備よりも生活の安定」であり「煮え切らない態度」であったと指摘されている⁽⁴⁶⁾が、本稿に即してさらに述べれば、左派の「平和と生活の安定」と右派の「再軍備よりも生活の安定」という再軍備に対する立場の違いと、再軍備反対の論理と社会保障充実の論理の関連の仕方の相違が、はからずしてこの戦争犠牲者援護問題で露呈した、と言えるのではないだろうか。

本稿で今一度考えたいのは、まず、左派の「平和と生活の安定」というスローガンは様々な運動に一貫する姿勢であるが、この姿勢が「戦争犠牲者」という生活困窮者に対してどのようにふりかかることになったのか、という問題である。確かに遺家族の程度に応じて何らかの対策を提案する点では両党は一致しているように見えるが、両党の違いは、先の岡の論説で「何しろ国家の強制により自己の意思に反して生業をすて、家族と別れて軍隊や工場に駆りたてられ、ついにはその生命を失うに至った場合、この遺族の立場はメチール中毒で夫に死なれた家族とは全く異なっていることはいふを俟たない」と述べているくだりに象徴的に示されるように、戦争犠牲者を固有の救済の対象としてみるかどうかという点にある。非武装中立の平和主義を掲げる左派からみれば、先に見たように「遺家族の救済」とは「国民世論を備兵再軍備賛成の方向へ導くための伏線」としてとらえられるため、あくまでも社会保障費として理解されるべきものであった。しかし、社会保障費として考えると、戦争被害を負った人であっても生活困窮者と見なされなければここで言う「戦争犠牲者」とはならないのであり、さらなる問題は「社会保障」とはあくまでも日本国内の「社会保障」を意味する点にある。もちろん前掲の田中宏氏による指摘のように、社会保障として戦争犠牲者援護をとらえることは、講和条約の締結により国籍を剥奪されて日本国籍ではないことを理由に援護法が適用されなかった在日朝鮮人等の戦争犠牲者を救う論理になりえたのかもしれない。しかしそれはあくまでも一つの可能性にすぎず、現実にはむしろ当時の左派の賠償に対する考え方で明らかのように、賠償支払は「慎重な態度をとるべき」「我々はまづアジア各国に対して民主化、非軍事化の実証を示し、さらに最小限支払いの誠意を示すことが第一」、つまり、まずは日本国内の「平和と生活の安定」の優先であるという認識が当時の左派政党においても優勢であったことは否定できない。

それは、程度は違えど「再軍備よりも生活の安定」という右派の社会保障に対する立場とも通じるものであった。社会保障一般で戦争犠牲者援護を考えると、問題は一体誰の「生活の安定」を第一の目的としているのか、という点が、この「戦争犠牲者」問題を考える上で非常に重要な要素となってくる。当時の日本の政府、与野党、財界、世論を通じて、日本の経済自立を重視するあまりアジア諸国への賠償責任問題を欠落させ、戦後処理、戦争責任についての認識が希薄であったといわれる⁽⁴⁷⁾。その上でさらに言うなら、アジア諸国に与えた戦争被害に対する責任意識の希薄さ

(46) 植村秀樹『自衛隊とは誰のものか』講談社、2002年、74頁。

(47) 荒敬『日本占領史研究序説』柏書房、1994年、第3章。

は、日本国内の戦争犠牲者に対する国家補償が「社会保障」としてしか構想できなかった左派社会党の認識とも関連しており、それは「社会保障」を実施する主体である戦後の日本の国家責任を問う姿勢とは別個に、戦争を遂行した主体である日本の国家責任、戦争責任意識からなされる戦争犠牲者に対する国家補償を追及する批判的姿勢が左派社会党には弱かったことを示しているといえる。

その意味では、岡の議論は「戦争犠牲」の特性に忠実にこだわったという意味において左派とは全く異なる戦争犠牲者援護構想が、つまり「国家保障」という概念が生み出されてくることが理解できる。それは、国家が引き起こした戦争に伴う損害に対して誰がその責任を負うのか、という戦争責任の所在を意識した「保障」を考える姿勢である。もちろん、当時の総理大臣吉田茂でさえも警察予備隊が軍隊化するのかどうかという点については「再軍備をなすまでには内政的にも相当考えなければならぬこと」があるとして明言を避け、その理由の一つに「戦傷者、遺家族等に対しての手当」という例をあげて戦争犠牲者援護の必要性を述べている⁽⁴⁸⁾ため、戦争犠牲者援護を独立した問題としてとりあげていた点だけを指して国家の戦争責任意識が十分にあった、と即断することはできない。しかし、戦争の後始末としての戦争犠牲者援護に対する国家責任、つまり、社会保障施策を実施する戦後の国家の責任ではなく、戦争を遂行した日本国家の戦争の責任として国家責任の論理を批判的に追及する姿勢の一端は示されているといえよう。その意味では、岡の提唱する「国家保障」の議論は、単に「国に殉じた」戦争犠牲者に対する「補償」という意味あいの解決策とはすぐにはつながらない、一つの立場を示していたといえよう。

3) 「忘れられた」傷痍軍人

では、この間、左派メディアでは傷痍軍人はどのように取りあげられていたのだろうか。

平和運動が国内で広く盛り上がった1951年夏から講和条約締結前後にかけては、再軍備反対を唱える白衣の傷痍軍人が左派メディアでは平和の象徴的存在として取り上げられていたが、橋本厚相辞任事件に際して、左派メディアが取り上げた傷痍軍人とは、「手押車で陳情」せざるを得ないような重症の傷痍軍人、いわば「弱々しい」傷痍軍人であった。そこではその傷の重症度を伝えることが記事の主たるテーマとなる。「戦争で中すう^ま神経をやられ、足腰が立たないのはもちろん、身体の大部分が、いうことのきかない人々が約七十名もいる。箱根国立療養所（風祭り病院）にいるこれらの傷痍者を代表して、会長の宮本辰蔵さんら三名が、手押車にのり、松林医務、遠藤庶務両課長、及び全国傷痍者、遺族援護会の高橋委員長らにつきそわれて“傷痍者の実情を知ってもらいたい”と廿八日、国会に吉武厚相を訪れた」⁽⁴⁹⁾。写真は「枯木のような足一死んだ人のようにつめたい足をみせる傷病者」とその傷の悲惨さが強調されている。右派社会党の婦人対策部が同じ病院の「不具の身を養いつつある戦傷兵士を慰問」⁽⁵⁰⁾という記事や、1952年3月に左派社会党と総評が発刊した『社会タイムス』では、その試刷版である1952年2月8日号には病院の傷痍軍人のルポ記事が載せられている⁽⁵¹⁾。つまり左派メディアでは病院や療養所で療養を続ける傷痍軍人に次第に関

(48) 衆議院平和条約及び日米安保特別委員会、1951年10月18日の答弁。

(49) 前掲「手押車で傷痍者が陳情」『講和新聞』64、1952年2月7日。

(50) 「不具の傷兵を慰問」『日本社会新聞』362、1952年2月14日。

(51) 「“廃兵院はいやだ” 戦禍にひしがれた人々—箱根療養所訪問記」『社会タイムス』1（試刷）、1952年2月8日。

心が移っていくのである。そして「「白衣の勇士」を戦後六年たつのにうろつかせて物乞いをさせている政府」⁵²「戦争未亡人や戦争孤児たちの悲惨な生活の方は忘れてしまって、遺骨に熱中」⁵³というような、国家から「忘れられた」傷痍軍人という語り口が左派メディアにおいても次第に見られるようになる。

援護法案の中身が次第に明らかになっていく過程で、法案で想定されている「戦争犠牲者」とは誰か、どの範囲までが対象とされるのかという問題関心を人々にもたらし、そのことが国家から「忘れられた」戦争犠牲者という語り口を引き起こしたと思われる。対象外となった人々は自らを国家から「忘れられた」者として自己主張せざるをえなくなり、「忘れられた動員学徒一軍人軍属なみに援護の手を」⁵⁴という記事が早くも見られるようになる。そしてこの「忘れられた」傷痍軍人というイメージは、日常風景の中での「忘れられた」人々、つまり白衣の姿でデモをする傷痍軍人ではなく、療養中の傷痍軍人や白衣募金者へと次第に左派メディアの関心の変化をもたらすことになった。

例えば、当時の靖国神社のひとこまは「正面からのぼってくる参詣人がそこ（大村益次郎像一引用者註）に荷物をあげてひといき入れ、彼の顔を見ると国会の方をハッタとにらんで「はやく再軍備せよ」といっている。そのうしろで白衣の傷痍軍人が雨の日も、風の日も、道の両側にわかれて募金をやっている。それとこれと奥にまします無名の霊とをつなぎあわせると、ちょうど、いまの世の中のわからない風情の縮図となる」⁵⁵。ギターやアコーディオンを持った4人の白衣募金者の写真には「夕やみが地下道の奥からはいだして来ることになっても、この人達は立ち去らない。あれからもう七年。国は「講和」し「独立」するというのに、いや「講和」し「独立」するから、この人達には行く場所がない。「この人達にあげる小銭もないのだから、やけっぱちにもなるじゃあないノ」夜の女はつぶやいた。白衣を七年の風雨にさらして恥じめ「講和日本」に呪いあれ」⁵⁶という文が添えられる。日曜日に子供と動物園に行く折に車内で出会った白衣募金者の様子を投書で訴える者もいる。「義手義足によるめきながら傷痍者厚生^マの募金を求める声は、楽しかった私の心を急にくらくしてしまったのです。終戦後はや七年もすぎているのになぜいまだにこのような気の毒な同胞の姿に接しなければならないのでしょうか。再軍備だ、徴兵だ、などというまえに、何故このような人々の更生が真剣に考えられないのでしょうか」⁵⁷と。

この「忘れられた」傷痍軍人という語り口は、その「悲惨な」境遇を強調することで、政府の再軍備批判をねらいとしている。それは一方で、当時、戦後最初の遺骨調査船が1952年1月25日に硫黄島に出発し、遺骨の散乱状況が伝えられる中で作り出された「尊い犠牲者」という「英霊」観に対抗するためには「むしろ「いたましい犠牲者」と呼ぶ方が正しい」のであり、そうでないと「戦争の罪悪性が忘れさられて、再び「進軍ラッパ」におどらされないともかぎらないから」⁵⁸という

52 「青ランプ」『社会タイムス』1, 1952年3月1日。

53 宮城音彌「死者の人権より生者の人権」『社会タイムス』4, 1952年3月4日。

54 「忘れられた動員学徒一軍人軍属なみに援護の手を」『日本社会新聞』362, 1952年2月14日。

55 「春—ハロー、神さま、佛さま」『社会タイムス』11, 1952年3月12日。

56 「講和日本—風雨にさらされた白衣」『社会タイムス』37, 1952年4月7日。

57 東京都・伊東義雄・会社員「傷痍軍人の対策を」『社会タイムス』34, 1952年4月4日。

戦略的な側面があったことも見逃せない。

しかしそのような「いたましい犠牲者」「忘れられた犠牲者」像は、結果的には白衣募金者を含む白衣の傷痍軍人、という目に見える人々を「忘れられた」戦争犠牲者の象徴として見るにとどまった。そして、その解決策は社会保障一般の充実として構想されることにより、戦争犠牲者に対する国家補償という行為に元来含まれるはずの日本の戦後処理のあり方や戦争責任問題を問いなおすまでには至らなかった。そしてそれは皮肉にも、何より当の傷痍軍人たちが戦後の社会に対して自分達の運命を訴えるために身にまとっていた白衣の姿の意味を十分にくみとることのないまま、看過することになったといえる。

それは「平和と生活の安定」「再軍備よりも生活の安定」を当時唱えていた社会党の戦争犠牲者認識とも通じるものである。つまり、左派メディアに見られる白衣の傷痍軍人像の変遷は、左派政党の再軍備反対の方針、平和運動の論理があくまでも労働運動を中心基盤とした組織の論理であることを反映しており、そこでめざされるのは日本国内の生活の安定であったため、その「安定」の波にのることのできない人々、例えばこの傷痍軍人のような社会的弱者を切り捨てる側面があったことを示唆しているのではないだろうか。白衣の傷痍軍人を国策のあり方、あるいは政府を批判する材料としてとらえることはできても、当の傷痍軍人の境遇そのものに対する固有の解決策は何ら打ち出せずに、自国の生活の安定を主張する組織の論理を裏付けるための単なる材料としてしか彼らをとらえられなかったともいえよう。

おわりに

1952年4月30日に援護法は公布された。講和条約発効の2日後のことであった。しかし公布前後から人々の新たな関心と呼んでいたのは軍人恩給の復活問題であった。そのため、1952年4月以降の戦争犠牲者援護に関する論議は、軍人恩給復活の是非の論議にとってかわり、再軍備との関連を強く意識した形で広範な議論が展開され、左派政党も新たな対応を求められることになる。この点は今後の考察の課題としたいが、本稿はそのような議論の前史となる占領期の左派政党の戦争犠牲者援護認識を中心に考察した。

分析を通じて明らかになったことは、傷痍軍人たちが高揚する平和運動の中でいかにして「忘れられて」きたのか、ということであった。運動の中では、再軍備反対を唱える傷痍軍人の姿は平和の象徴と見なされた。しかしその一方で、当の傷痍軍人が訴える戦争犠牲者援護問題については社会保障一般の拡充策の枠内でしか構想されず、戦争被害に対する国家補償という行為そのものに元来深く関わるはずの戦後補償の理念や姿勢のあり方、戦争責任問題について根本的に問い直す契機にはならなかった。しかし、そもそも白衣の傷痍軍人が「白衣」の身なりにこだわったのは、自分たちが負った傷病が何よりも国家が引き起こした戦争に由来するものであり、それに対して戦後の国家はどのような後始末をつけるのか、という社会保障の充実の問題であるより何よりも戦後処理、戦争の責任の問題であることを社会に訴えるためではなかったか。当時の再軍備反対の論陣をはる左派の平和運動の論理においては、あくまでも自分たちの「生活の安定」という組織の大目標に重

(58) 「東西南北」『社会タイムス』21, 1952年3月22日。

点を置くあまり、この白衣の意味を十分にくみとることができなかつたのではないだろうか。白衣の傷痍軍人の訴えは「国に殉じた」などという言葉では到底覆うことのできないような戦争犠牲者の置かれた戦後の現実に対してどのように向き合っていくのか、という戦後補償の根源的な問題を示唆していたように思われる。

(うえの・ますみ 大阪大学大学院文学研究科博士後期課程在籍)

労働科学の方法

ヨセファ・イオテイコ 著 / 芦澤正見 訳

A5・144頁 / 3150円

労働科学叢書 107

一九一九年発行の「The Science of Labour and its Organization」の翻訳本であり「労働科学」の名称の由来となった好訳書。現在の産業保健の研究手法につながる種々のヒントをみつけることができる。

CFSI(蓄積的疲労徴候インデックス)マニュアル

労働と健康の調和

越河六郎 著
藤井 亀

健康は各個人の問題ではあるが、職場の健康管理というときには、当該職場の組織制度や労働との関連をより直接的にとりあげるべきだと考える。予防的視点とはまさにこのことであり、広く労務管理の段階でもある。さしあたって、職場の様子を調べる必要がある。CFSI(蓄積的疲労徴候インデックス)はその一つのスケールとして作成したものであるが、出来合いのものとしてではない使用方の検証のために長い期間を要した。

A5・286頁 / 3,990円

心理学の理解

井上枝一郎 編

A5・300頁 / 2310円

心理学をこれから学ぼうとする人のための入門書

主要目次：心理学の概観／情報の受容と認識／人の情報処理／知識の構造／環境と行動／発達を知る／個人の内面の世界／人間相互の関係／ヒューマンエラーの話／暮らしと職場の心理学／心理学からのアドバイス

財団法人 労働科学研究所出版部

〒216-8501 神奈川県川崎市宮前区菅生2-8-14 TEL 044-977-2125 FAX 044-976-8190

E-mail : shuppan@isl.or.jp URL : http://www.isl.or.jp/ (価格は税込)

